

1 監査の対象及び監査実施期間

- (1) 保健福祉部（平成27年8月20日から平成27年12月22日まで）
- (2) こどもみらい部（平成27年8月20日から平成27年12月22日まで）
- (3) 土木部（平成27年10月2日から平成27年12月22日まで）

2 監査の範囲

保健福祉部及びこどもみらい部にあつては平成27年4月1日から平成27年6月30日までに、土木部にあつては平成27年4月1日から平成27年7月31日までに、それぞれ執行された財務に関する事務等に係る次の項目が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

3 監査の方法

- (1) 部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

- (2) 保健福祉センターについては、現地に赴き、所長等から事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

4 監査の結果

監査対象部署ごとに次に掲げるとおり。

保 健 福 祉 部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

健康福祉センター使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(三和ふれあい館)

※ 健康福祉センター使用料として平成27年6月4日(木)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月5日(金)までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月8日(月)に払い込まれていた。

いわき市財務規則

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書(第16号様式)に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日(指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日)に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。

2 支出事務(その1)

日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、基本賃金、通勤手当及び超過勤務手当の算出に誤りのある例、時間外勤務割増賃金が支給されていない例及び雇用保険の加入手続がなされていない例が認められた。

(長寿介護課、平地区保健福祉センター、小名浜地区保健福祉センター、
勿来・田人地区保健福祉センター、常磐・遠野地区保健福祉センター)

(1) 基本賃金及び通勤手当の算出誤り

【事例1】 長寿介護課

※ 平成27年5月分の日々雇用職員に係る賃金の支給事務において、出勤日数が17日で年次有給休暇の取得日数が1日である被雇用者については、基本賃金の支給対象日数を18日分として算出すべきにもかかわらず、17日分として算出され、さらに、欠勤時間1時間の計上もされていなかった。また、附加賃金である通勤手当についても、支給対象日数を17日分として算出すべきにもかかわらず、16日分として算出されていた。
なお、小名浜地区保健福祉センターにおいても、同様の例が認められた。

(2) 通勤手当の算出誤り

【事例2】 長寿介護課

※ 平成27年5月分の日々雇用職員に係る賃金の支給事務において、通勤距離が片道6km以上8km未満で自動車を使用する日々雇用職員の通勤手当については、市賃金支弁職員雇用等管理規程第7条第4項第4号の規定に基づき総務部長が定める基準である日額260円として算出すべきにもかかわらず、平成27年4月1日に当該基準が改正される前の日額250円として算出し、支給していた。
なお、平地区保健福祉センターにおいても、同様の例が認められた。

【事例3】 勿来・田人地区保健福祉センター

※ 平成27年4月分の日々雇用職員に係る賃金の支給事務において、4月中に24日(1日勤務19日、半日勤務4日、超過勤務命令による勤務1日)の出勤があったことから、通勤手当の支給対象日数を24日分として算出すべきにもかかわらず、超過勤務命令による勤務1日を含まない23日分として算出されていた。

(3) 超過勤務手当の算出誤り

【事例4】 小名浜地区保健福祉センター

※ 平成27年4月分の日々雇用職員に係る賃金の支給事務において、保育所が作成し地区保健福祉センターに提出する保育所臨時職員勤務状況調書と保育所にて所管している超過勤務命令簿を照合したところ、超過勤務命令簿において勤務時間が5時間となっていたにもかかわらず、調書において4時間となっていた。【類例1件あり】

(4) 時間外勤務割増賃金が支給されていない

【事例5】 勿来・田人地区保健福祉センター

※ 平成27年4月の保育所臨時職員勤務状況調書によると、平成27年4月13日(月)から17日(金)までに週38時間45分の勤務を行い、18日(土)についても4時間勤務していたことから、18日については時間外勤務割増賃金を支給しなければならないが、支給されていなかった。【類例1件あり】

(5) 雇用保険の加入手続がなされていない

【事例6】 勿来・田人地区保健福祉センター

※ 保育業務に従事する日々雇用職員の賃金の支給事務において、平成27年4月1日から同年5月31日までの61日間を雇用期間として雇用し、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上継続雇用が見込まれる者に該当していることから、雇用保険法第4条に規定する雇用保険の被保険者と認められ、雇用保険料を「673円」と算出すべきにもかかわらず、同法第7条に基づく雇用保険の加入手続がなされていないため、雇用保険料が算出されていなかった。

なお、常磐・遠野地区保健福祉センターにおいても、同様の例が認められた。

いわき市賃金支弁職員雇用等管理規程

(服務)

第6条 (略)

2 日々雇用職員の勤務時間は、条例定数内職員の例に準じて定めるものとする。ただし、当該職員が従事する業務の性質上条例定数内職員の例による必要のない場合は、これを短縮して雇用しなければならない。

3～5 (略)

(賃金)

第7条 賃金支弁職員に支給する賃金は、基本賃金及び附加賃金とする。

2～3 (略)

4 附加賃金は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 時間外勤務割増賃金 所定の勤務時間外に勤務した場合において、当該時間外における勤務に対し、条例定数内職員の超過勤務手当の支給の例に準じて支給するものをいう。

(2)～(3) (略)

(4) 通勤手当 条例定数内職員に支給される通勤手当に相当するものとして、別に定める基準により支給するものをいう。

(5) (略)

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2～3 (略)

雇用保険法

(定義)

第4条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第6条各号に掲げる者以外のものをいう。

2～5 (略)

(適用事業)

第5条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 (略)

(適用除外)

第6条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

(1) 65歳に達した日以後に雇用される者（同一の事業主の適用事業に同日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者及びこの法律を適用することとした場合において第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者又は第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

(2) 一週間の所定労働時間が20時間未満である者（この法律を適用することとした場合において第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

(3) 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第42条に規定する日雇労働者であつて第43条第1項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）

(4)～(7) (略)

(被保険者に関する届出)

第7条 事業主（徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業（同条第1項又は第2項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。）に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第33条第1項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第3項に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする。

日々雇用職員の通勤手当支給額（平成27年4月1日改正）（平成27年3月31日付け総務部長通知）

日々雇用職員の通勤手当支給額

（平 27 年 4 月 1 日改正）

1 支給対象職員

通勤距離が片道2km以上の職員のうち、交通機関を利用してその運賃を負担する職員又は自動車等（バイク、自転車を含む）を使用する職員（徒歩、便乗は除く）。

2 支給額

- (1) 交通機関を利用する職員 実費額
- (2) 自動車を使用する職員 別表1の額
- (3) 自動車以外の原動機付きの交通用具（バイク）を使用する職員 別表2の額
- (4) 自転車を使用する職員 一律 日額100円
- (5) 通勤方法を併用する職員 上記(1)に(2)～(4)の各々の額を加算した額

別表1 自動車

(改正前)		(改正後)	
通勤距離（片道）	支給日額（円）	通勤距離（片道）	支給日額（円）
2km以上 4km未満	120	2km以上 4km未満	130
4km以上 6km未満	190	4km以上 6km未満	190
6km以上 8km未満	250	6km以上 8km未満	260
8km以上 10km未満	310	8km以上 10km未満	320

(以下省略)

3 支出事務（その2）

補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない。

(障がい福祉課、長寿介護課)

【事例1】 障がい福祉課

※ 身体障害者福祉協会外5件の障がい者団体福祉補助金の交付に係る事務については、「市補助金等交付規則」及び障がい福祉課が作成した「障がい者福祉団体に対する補助基準」を事務処理根拠として交付決定を行っているが、障がい者福祉団体に対する補助基準に記

載されている内容については、補助対象事業及び補助対象経費を記した内容にとどまっておき、補助事業を実施するうえでの根拠には不十分なものと判断される。

補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、市補助金等交付規則に定めるもののほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要があるものの、個別の補助金交付要綱が整備されていない。

- 障がい者福祉団体に対する補助基準を根拠として補助金を支出している団体
 - ・ 身体障害者福祉協会
 - ・ 盲人福祉協会
 - ・ 聴力障害者会
 - ・ 腎臓病患者友の会
 - ・ 福島声友会
 - ・ 手をつなぐ育成会

【事例2】 長寿介護課

※ シルバー人材センター運営費補助金の交付に係る事務については、「市補助金等交付規則」及び国が作成した「高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針」を事務処理根拠として交付決定を行っているが、高年齢者就業機会確保事業執行方針については、あくまでも国の事務執行方針であり、市が補助金を交付するうえでの事務処理根拠とはいえない。

補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、市補助金等交付規則に定めるもののほか、要綱において、補助事業の目的、対象経費、具体的な手続及び補助限度額等を明確に定める必要があるものの、個別の補助金交付要綱が整備されていない。

補助金見直し指針（総務部総務課／平成25年2月策定）

（抜粋）4～5ページ

5 交付基準

補助金の適切な執行を図るため、新たな補助金の創設や既存補助金の見直しを行う場合の統一的な交付基準を次のとおり定めます。

(1)～(6) (略)

(7) 補助金の交付要綱の制定

補助金を交付する場合は、個別の交付要綱を制定することとします。また、すでに交付要綱が制定されている場合においても、公平性や透明性を高める観点から、補助対象事業や補助対象経費等を明確化するなど、必要な見直しを行います。

(8) (略)

4 支出事務（その3）

委託契約に係る支出事務において、支出負担行為がなされていない例が認められた。

（長寿介護課）

※ 平成27年4月1日付けで三和ふれあい館浄化槽維持管理業務委託契約及び三和ふれあい館空調保守点検業務委託契約を、平成27年4月27日付けで三和ふれあい館浴槽ろ過機保守点検業務委託契約を、それぞれ締結しているが、監査実施時点（平成27年10月15日）において、地方自治法第232条の3及び市財務規則第63条第1項の規定に基づく支出負担行為がなされていなかった。

地方自治法

(支出負担行為)

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

いわき市財務規則

(支出負担行為の整理区分)

第63条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第3に定めるとおりとする。

別表第3 (第63条関係)

支出負担行為の整理区分 (節区分)

節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類	摘要
13 委託料	契約を締結するとき	支出命令を発したとき	契約金額	見積書、予定価額調書、入札書、入札調書、積算の基礎を明らかにした書類、契約書案、請書案ただし、工事請負に類するものにあつてはこのほか工事請負費に必要なおもな書類の例による。	
	請求のあつたとき		(略)		

5 契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(地域医療対策室、障がい福祉課、長寿介護課、保健所、千寿荘、内郷授産場)

※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる99件のうち、12件の契約において当該措置が講じられていなかった。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

- ウ 工事用原材料の購入に係る契約
 - エ 役務の提供に係る委託契約
 - オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
 - カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
 - キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定(2)～(7)（略）
- （契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

（契約からの排除措置）

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

- 2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。
- 3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。
 - (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
 - (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

○ 契約等からの暴力団等の排除について（概要資料）（財政部契約課策定） （一部抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

○ いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）抜粋

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

(公共工事等における措置)

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

<意見又は要望とする事項>

1 がん検診の受診率向上に向けた取り組みについて

国の統計によると、昭和 56 年以降、国民の死亡原因の第 1 位は悪性新生物、いわゆる「がん」であり、平成 26 年のがんによる死亡者数は約 36 万 8 千人で、全死亡者に占める割合は 28.9% となり、およそ 3.5 人に 1 人ががんで死亡している実態にある。さらに、人口の高齢化とともに、がん罹患患者数とがんによる死亡者数は今後とも増加していくと見込まれており、がん対策は国民の生命と健康にとって重大な課題となっている。

こうしたことから、国においては、がん対策の推進を図るべく、「がん対策基本法」を平成 19 年に施行するとともに、同年、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、「がん対策推進基本計画」を策定し、同計画における 10 年間の全体目標の一つに、がんの年齢調整死亡率（75 歳未満）の 20% 減少を位置付けている。また、がんによる死亡者数を減少させるためには、がんを早期に発見し、適切な治療を行うことが極めて重要であることから、がん検診の受診率を平成 28 年度までに 50%（胃・肺・大腸は当面 40%）に高めることも掲げている。

本市においては、上記基本計画との調和が求められている市健康増進計画「健康いわき 21（第二次）」を健康増進法に基づき策定し、世代別の目標達成に向けた各種施策の一つとして、がん検診事業を実施している。その受診方法については、各地区の公民館等で実施する集団検診と医療機関で実施する個別検診を設けるとともに、その受診対象者、受診手続き及び日程等については、市広報紙や公式ホームページ、さらには各地区保健福祉センターの回覧等により毎年定期的に周知を図りながら、市民のがん検診の受診率向上に努めている。

しかし、本市の平成 25 年度の各種がん検診受診率は、胃がん（13.83%）、肺がん（19.07%）乳がん（33.04%）、大腸がん（17.05%）、子宮頸がん（26.29%）となっており、県内 13 市の受診率と比較すると、肺がんと乳がんは 12 位であり、胃がん、大腸がん、子宮頸がんはそれぞれ 13 位と最も低い順位となっており、この数年、その受診率に大きな変化は見られない状況にある。また、本市の市民の平均寿命（平成 22 年厚生労働省調査）は、男 77.9 歳、女 85.3 歳となっており、中核市 42 市中、男女ともに 40 位の状況にあり、がん検診受診率の低さとの関連性は否めず、大いに憂慮すべき事態となっている。

このことから、市民にがんの早期発見の重要性を強く認識してもらうことを喫緊の課題と捉え、本市の平均寿命や他市との受診率比較を公表するなど、あらゆる機会を通じてがん検診の必要性を市民に訴えかけるとともに、高い受診率を達成している他の自治体の取り組みを研究するなどにより、受診率が低い要因を正確に分析したうえで、その課題を一つ一つ確実に解決し、市民の健康寿命の延伸に向けた取り組みの強化策を検討する必要がある。

健康については、生活の質を高めるための最も基本的な資源であり、活力あるまちづくりやさらなる市政の発展を目指すうえで、市民一人ひとりの健康は欠かせないものである。地域住民の健康の保持や増進を担う保健所においては、市医師会等の関係機関の理解と協力を得ながら、がん検診の受診率向上に向けた取り組みを強化されることを望むものである。

（保健所地域保健課）

※年齢調整死亡率：年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整し揃えた死亡率

2 安定的・効率的な検査業務のあり方について

保健所においては、市民生活の安心・安全の確保を目的として、食品衛生法や水道法等に基づき、市内に流通している食品等の安全性の確保をはじめ、給水施設等の衛生の確保、食中毒や感染症発生時における原因究明や感染拡大防止を図るため、行政検査として細菌検査や理化学検査を毎年度計画的に実施している（平成26年度行政検査881検体）。また、市民や事業所からの依頼を受け、個人利用の井戸水や食品取扱者の便などについても同様の検査を実施している（平成26年度依頼検査960検体）。

これらを検査するための機器については、各検体の検査項目により機種が異なるため、水銀分析装置やガスクロマトグラフ質量分析計（農薬分析）など多種類保有している状況にある。しかし、その大部分は、平成11年度の中核市移行に伴い保健所業務が県から本市へ移管された際に譲渡を受けたものや、平成15年度に総合保健福祉センターに保健所機能が移動された際に購入したものとなっている。

その結果、現状においては経年により法定耐用年数を超えた機器を修繕しながら使用し、その修繕頻度も年々増加傾向にあるとともに、経年による故障リスクが高まる中で、検査機器の中には、機器メーカーの保守対応期限や部品供給が終了しているものもあることから、引き続き、市民の信頼に込め得る精度の高い検査を安定的に継続していくためには、老朽化した機器の整備方針も含めた検査体制のあり方について、早急に全庁的な再検討が必要と思料する。

今後においては、経年劣化が進む検査機器の計画的な更新（新たに購入）は避けられず、現存する機器を全て更新した場合の財政負担等を踏まえて、機器をリースした場合との費用対効果を検証することはもとより、使用頻度が低い検査物の機器については、国の登録を受けた検査機関への委託も視野に入れるとともに、市の他の検査機関との検査機器の供用の可能性なども十分に調査・研究するなど、安定的・効率的な検査業務の維持確保に努められたい。

（保健所検査課）

3 支出事務（市障がい者チャレンジ雇用推進事業実施要綱の改正の検討について）

市障がい者チャレンジ雇用推進事業に係るチャレンジ雇用支援員（以下「支援員」という。）の賃金については「いわき市障がい者チャレンジ雇用推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）」（平成26年4月1日制定）第13条に規定されている。

しかし、平成27年度に雇用された支援員は、要綱に定められた賃金額ではなく、いわき市賃金支弁職員雇用等管理規程に基づき示された「嘱託職員の賃金改定について（平成27年1月16日付総務部長通知）」の額をもって委嘱され、かつ賃金の支給が行われていた。

このことから、要綱に規定された賃金と嘱託職員に係る改定後の賃金に齟齬が生じないように、要綱における規定を見直すなど、適正な事務処理が行われるよう努められたい。

（障がい福祉課）

いわき市障がい者チャレンジ雇用推進事業実施要綱

(雇用)

第2条 市長は、次に掲げる職員を雇用するものとする。

- (1) チャレンジ就業員（以下「就業員」という。）
- (2) チャレンジ雇用支援員（以下「支援員」という。）

2 就業員及び支援員の身分は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 就業員 非常勤の嘱託職員
- (2) 支援員 常勤の嘱託職員

(支援員の賃金)

第13条 支援員に支給する基本賃金は、月額190,900円とする。

2～4 (略)

いわき市賃金支弁職員雇用等管理規程

(賃金)

第7条 賃金支弁職員に支給する賃金は、基本賃金及び附加賃金とする。

2 基本賃金は、所定の労働に対する報酬であつて、日々雇用職員については日額、嘱託職員については月額とし、それぞれ業務の種別、勤務時間等の勤務条件に応じ、総務部長が定めるものとする。ただし、土曜日を半日勤務した場合における日々雇用職員の基本賃金の額は、当該職員について定められている基本賃金の日額の2分の1の額とする。

3～4 (略)

こどもみらい部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員が徴収した母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(こども家庭課)

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員が、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金として、平成27年4月16日(木)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月17日(金)までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月20日(月)に払い込まれていた。【類例3件あり】

いわき市財務規則

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書(第16号様式)に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日(指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日)に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。

2 支出事務

支出事務において、支出負担行為がなされていない例が認められた。

(こども支援課、こども家庭課)

※ 平成26年4月28日付けで、契約期間を平成26年5月1日から平成31年4月30日までとする臨時職員給与管理システムソフトウェア賃貸借契約を締結しているが、監査実施時点(平成27年11月2日)において、地方自治法第232条の3及び市長期継続契約事務取扱要綱第5条第1号の規定に基づく平成27年度分の支出負担行為が行われていなかった。

また、平成27年4月1日付けで児童手当・児童扶養手当システム運用支援業務委託及び児童手当・児童扶養手当システムパッケージ保守業務委託を、それぞれ締結しているが、監査実施時点(平成27年10月28日)において、地方自治法第232条の3及び市財務規則第63条第1項の規定に基づく支出負担行為が行われていなかった。

地方自治法

(支出負担行為)

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

いわき市長期継続契約事務取扱要綱

(支出負担行為)

第5条 契約に係る支出負担行為の手続においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 支出負担行為は、契約期間内における会計年度ごとに行うこと。
- (2) (略)

いわき市財務規則

(支出負担行為の整理区分)

第63条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第3に定めるとおりとする。

別表第3 (第63条関係)

支出負担行為の整理区分 (節区分)

節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類	摘要
13 委託料	契約を締結するとき	支出命令を発したとき	契約金額	見積書、予定価額調書、入札書、入札調書、積算の基礎を明らかにした書類、契約書案、請書案ただし、工事請負に類するものにあつてはこのほか工事請負費に必要なおもな書類の例による。	
	請求のあつたとき	(略)			

3 契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(こども支援課、こども家庭課)

※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる13件のうち5件の契約において当該措置が講じられていなかった。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

○ 契約等からの暴力団等の排除について（概要資料）（財政部契約課策定）

（一部抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示(※1)し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載(※2)するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

○ いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）抜粋

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

<意見又は要望とする事項>

1 待機児童に係る保育士確保と公立保育所の整備に向けた取り組みについて

こどもみらい部については、将来のいわきを担う子どもたちの健全育成に向け、妊娠、出産から幼児期の教育・保育、学校教育期の学童保育等に至るまで、一貫した施策展開を図ることを目的に、本年4月に設置されたものである。

未だ創設されて間もない部であるが、多様化する教育・保育ニーズに対しての情報の一元的提供をはじめ、子ども・子育て支援施策に係る方針や施設整備のあり方などを、一つの部署で、全体を俯瞰して検討できるなどの効果が見込まれる。また、本年3月に策定した「市子ども・子育て支援事業計画」に基づく、子ども・子育て支援新制度への対応はもとより、子育て世帯の地域子育て支援事業等の円滑な利用を可能とする「子育てコンシェルジュ」を各地区保健福祉センターに配置したほか、子どもの健やかな成長を支援するための「こども元気センター」の来年4月の供用開始に向けた準備等を進めるとともに、妊娠・出産・子育てというライフステージの移行時に支援が途切れることのないよう、包括的にケアができる体制づくりに新たに取り組むなど、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、期待される場所である。

本市の公立の幼稚園や保育所においては、これまで、少子化や施設の老朽化等を踏まえ、それぞれの審議会から平成16年2月10日に、「いわき市立幼稚園の在り方について」（市幼児教育振興審議会）、平成16年10月29日に、「いわき市における保育所整備のあり方について」（市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）答申を受けたところであり、これらに基づき、公立幼稚園にあつては各園の再編を、公立保育所にあつては、民営化、統廃合を計画的に行うこととしてきたところである。

しかし、施設の再編等は地域の協議などを十分に踏まえて行う必要もあり、計画どおりに進んでいない面も見られるほか、東日本大震災の影響や子ども・子育て支援新制度の施行等により、子どもを取り巻く社会生活環境は大きく変化し、現在、保育所・幼稚園の耐震化も含めた整備のあり方について見直しを進めている。

加えて、保育需要の低年齢化（0～2歳）も進み、本年10月1日現在の保育所入所に係る待機児童数は40人となっている。とりわけ、その待機児童数の約半数が0歳児であり、その対応には児童福祉法等に定める保育士数と乳児室や沐浴室などの施設面積が必要となり、「市子ども・子育て支援事業計画」において、地区保健福祉センターの所管区域を単位とした7区域ごとに、保育士や施設整備が供給不足とならないよう5か年の需給計画として取りまとめ、毎年ローリングによる見直しを図ることとしている。

これらの対策は喫緊の課題であり、今後の需給計画のローリングによる見直しのなかにおいて、保育士確保はもとより、乳児室や沐浴室などの積極的な整備を図るなど、子ども・子育て支援施策の充実強化に努められるよう望むものである。

2 契約事務（長期継続契約の適用の検討について）

保育所警備業務委託に係る契約事務について、同一業者と長期間にわたって単年度契約を繰り返し続けているが、平成21年11月に契約事務の効率化等を目的として「いわき市長期継続契約に関する条例」が施行されており、庁舎等に機器を設置して行う警備に関して長期継続契約の適用が可能となっていることから、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。

（こども支援課）

地方自治法

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

地方自治法施行令

（長期継続契約を締結することができる契約）

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

いわき市長期継続契約に関する条例

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機、複写機その他の機器（当該電子計算機において使用するソフトウェアを含む。）を借り入れる契約
- (2) 前号に規定する機器の保守点検に必要な役務の提供を受ける契約
- (3) 庁舎等に機器を設置して行う警備に係る役務の提供を受ける契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすことにつき相当の理由があると認められる契約

土 木 部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

土地境界に関する証明手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込み及び調定時期が遅延している例が認められた。

（道路管理課）

※ 土地境界に関する調査証明手数料として平成27年5月28日（木）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月29日（金）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、翌月1日（月）に払い込まれていた。

また、当該手数料は、市財務規則第37条第1項第4号に規定する随時の収入金で納入通知書を発しないものに該当することから、その調定は、手数料を徴収した平成27年5月28日に行わなければならないが、同月29日に遅延して行われていた。【類例3件あり】

いわき市財務規則

（調定の時期）

第37条 調定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) 納期の一定している収入金で納入の通知を発するもの 市長が別に定めるものを除くほか、納期の10日前まで
- (2) 納期の一定している収入金のうち申告納付又は申告納入に係るもの 申告書の提出のあつたとき。
- (3) 随時の収入金で納入通知書を発するもの 原因の発生したとき。
- (4) 随時の収入金で納入通知書を発しないもの 原因の発生したとき又は収入のあつたとき。

2 （略）

（収納金の払込み）

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないもの

にあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

- 2 会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。

2 収入事務（その2）

道路占用料に係る収入事務において、占用料の算出に誤りのある例が認められた。

（道路管理課）

【事例1】 占用物件の単位あたりの占用料が誤っているもの

※ 平成27年5月27日付けで行った電気通信設備の新設・撤去に係る道路占用許可に伴う道路占用料については、占用物件が市道路占用料条例第2条別表における道路法第32条第1項第2号に掲げる物件（管路等）であり、外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のものであることから、占用料は長さ1メートルにつき1年で19円とされている。

しかしながら、当該占用料については、外径が0.07メートル未満のもの長さ1メートルにつき1年13円で算出していた。

【事例2】 次年度以降の占用料を当年度分に含めて徴収しているもの

※ 平成27年6月3日付けで行った足場設置に係る道路占用許可に伴う道路占用料については、占用期間が許可日から平成28年6月30日までとなっていることから、市道路占用料条例第3条第1項ただし書の規定により、平成28年度分の占用期間に係る占用料については、平成28年度の4月末日までに徴収するとされている。

しかしながら、当該占用料については、平成27年度において平成28年度分の占用期間に係る占用料を含めて算出し、徴収していた。【類例1件あり】

いわき市道路占用料条例

（占用料の額）

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

（占用料の徴収）

第3条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意をした占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日）。以下同じ。）に納入通知書により一括して徴収する。ただし、占用の期間が2会計年度以上にわたるものについては、次年度以降の占用料は、その年度分をその年度の4月末日までに徴収する。

2 (略)

(算出の基礎)

第4条 占用料の額の算出基礎は、次の各号による。

- (1) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて算出し、なお、1年未満の端数があるときは、1月として算出するものとする。
- (2) 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、1月として算出するものとする。
- (3) 表示面積（広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。）、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして算出するものとする。
- (4) 1件の占用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

別表（第2条関係） ※抜粋

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第2号 に掲げる物件	(略)		円
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	13
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		19
	(略)		
(以下略)			

3 収入事務（その3）

土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、手数料の算出に誤りのある例が認められた。

(道路管理課)

※ 土地境界に関する調査証明手数料は、市手数料条例により1境界を1件とし、1件につき250円納付することとなっている。また、その件数については、境界確定事務を行う関係各部で策定された境界確定事務取扱要領に基づき算出することとされており、同要領では1境界とは1筆と1筆の土地の境であることを基本とした取扱いとなっている。

内郷地区における境界確定事務においては、2境界を調査し2件分として500円と算出しなければならないところを1件分として250円と算出していた。【類例2件あり】

いわき市手数料条例

(手数料の額等)

第2条 手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

種類	手数料の額 (1件につき)	件数区分
公租に関する証明	円 250	1年度、1税目に関する事項を1件とする。
土地、家屋、償却資産に関する証明	250	土地については、3筆までを1件とし、家屋については、家屋番号1号（未表示家屋については1棟）を1件とし、償却資産については、1物件を1件とし、1筆、1号、1物件を増すごとに50円を加えた額とする。
土地境界に関する調査証明	250	1境界を1件とする。
消防に関する証明	250	1通を1件とする。
その他の証明	250	1通を1件とする。
固定資産課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳又は地籍図の閲覧	250	1枚を1件とする。ただし、地籍図については、1字を1件とする。
その他の公簿、公文書又は図面の閲覧	250	1種類1回を1件とする。

境界確定事務取扱要領

【手数料の額について】

- ・ いわき市手数料条例第2条の別表、「土地境界に関する調査証明」により、1境界を1件とし、1件につき250円を徴収する。
- ・ 1境界とは、1筆と1筆の土地の境であることから、次の事例を参考に境界数を定めるものとする。
- ・ 公共用財産が1筆であっても、管理者が異なる場合は、別な筆として取扱うものとする。
- ・ 認定路線等が違っていても、管理者が同一の場合は、筆の数で決定する。

4 契約事務（その1）

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用した契約事務において、随意契約によることができる限度額を超えているにもかかわらず、随意契約の方法により契約を締結している例及び予定価格は設定されているものの、予定価格書が作成されていない例が認められた。

（河川課）

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用して随意契約（少額随意契約）により契約締結する場合は、予定価格が市財務規則（以下「規則」という。）第128条に定める限度額を超えないものをするときとされており、雨量計情報システム保守点検業務委託については、同条第6号が適用され予定価格の限度額は50万円である。

しかしながら、本契約の予定価格は527,040円となっており限度額を超過しているにもかかわらず随意契約の方法により契約を締結していた。

また、随意契約の方法により契約を締結するときは、規則第128条の3の規定により、規則第117条の規定に準じ予定価格を決定し、予定価格書を作成しなければならないが、本契約においては作成されていなかった。

地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(2)～(9) (略)

2～4 (略)

別表第五（第167条の2関係）

(1) 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	130万円
(2) 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村	80万円
(3) 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村	40万円
(4) 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村	30万円
(5) 物件の貸付け		30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円

注) 上記の地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の条文中、「別表第五上欄」とあるのは上記の表の左欄を、「同表下欄」とあるのは上記の表の右欄を指す。

いわき市財務規則

(予定価格の決定)

第117条 一般競争入札を執行するときは、執行する事項に関する仕様書、設計書等により、予算の範囲内で、予定価格を決定し、予定価格書（第81号様式及び第81号様式の2）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、30万円未満の契約の場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

2～3 (略)

(予定価格の限度額)

第128条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 130万円

(2) 財産の買入れ 80万円

(3) 物件の借入れ 40万円

(4) 財産の売払い 30万円

(5) 物件の貸付け 30万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(予定価格の決定)

第128条の3 契約権者は、施行令第167条の2の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第117条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。

5 契約事務（その2）

道路占用管理システムの保守管理業務委託に係る契約事務において、契約の開始日を5月1日としているが、機器故障時の対応等を考慮し、4月1日を開始日とすべきである。

（道路管理課）

※ 道路占用管理システム保守管理業務委託については、平成27年5月1日から平成28年3月31日までを契約期間として、平成27年4月30日に契約を締結している。

当該契約の内容には、ハードウェアの保守やシステムの機能追加・変更・修正対応、及び障害発生時の復旧支援等が含まれており、機器の故障など緊急時の対応を考慮した場合には、年度内に契約の空白期間が生じていることは望ましくないことから、4月1日からの契約とすべきものである。

6 契約事務（その3）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用した随意契約の方法により契約を締結する場合における公表が適切に行われていない。

（道路管理課、河川課）

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を適用した随意契約の方法により契約を締結する場合には、市財務規則第128条の2第1号で「あらかじめ、契約に係る発注の見通し」を、同条第2号で「契約の締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等」を、同条第3号で「契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況」について公表することとされている。

これらの規定が適用される契約として締結した道路管理課の平地区街路樹管理委託及び河川課の四時ダム公園植栽管理業務委託に係る契約事務において、第2号で定める内容の公表を第1号で定める発注見通しの公表の段階で行っており、第2号で定める契約締結前の公表は行われていなかった。【類例4件あり】

また、道路管理課の平地区街路樹管理委託については、第3号で定める公表も行われていなかった。【類例3件あり】

地方自治法施行令

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(2) (略)

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号におい

て同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

(4)～(9) (略)

2～4 (略)

いわき市財務規則

(契約の内容等の公表)

第128条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

7 契約事務(その4)

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(住宅課)

※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約

等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる36件のうち4件の契約において当該措置が講じられていなかった。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

○ 契約等からの暴力団等の排除について（概要資料）（財政部契約課策定）

（一部抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示(※1)し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明

した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

○ いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）抜粋

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

＜意見又は要望とする事項＞

1 水防本部から災害対策本部への円滑な移行について

本市においては、大雨や洪水等の際、水難等を警戒・防御し、これに因る被害の軽減を図るなど公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知等を受けたときから洪水等による危険が除去される間、市水防計画に定める組織・事務分掌に基づき水防本部（地区水防部を含む。）を設置し、対応することとなっている。

また、市地域防災計画の規定により、水防本部が設置された場合において、災害救助法が適用となる規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがあると市長が判断した場合、気象特別警報が発表された場合で水防本部長が災害対策本部（以下「災対本部」という。）の設置が必要と判断した場合には、水防本部から災対本部へ切り替えられることとなっている。

水防本部から災対本部へ切り替わる場合、水防本部総括部隊の土木部職員が行ってきた被害情報の統轄集計に関することや関係各部等からの情報収集などの業務が災対本部総括部の職員に引き継がれることになるが、その引継ぎの内容が具体的で明確となっていないため、関係者間の認識に部分的な齟齬があり、共通理解に立った円滑な引継ぎが求められる。

こうしたことから、水防本部を所管する土木部においては、水防本部から災対本部への切り替えにあたり、災対本部を所管する行政経営部と緊密に連携を図り、共通の認識のもとで、それぞれの役割を十分に果たしながら、より実践的で効果的な災害対応が確実に実施されるよう望むものである。

（河川課）

2 収入事務（境界確定事務取扱要領の改正の検討について）

道路管理課が所管する市道等や河川課が所管する水路等の境界査定に関する事務のうち、小名浜地区管内のものについては小名浜支所経済土木課、勿来・田人地区管内のものについては勿来支所経済土木課が境界査定を行うとともに、申請者に対して土地境界に関する調査証明書を交付し、当該手数料については納入通知書兼領収証書・受入通知書兼領収済通知書（第15号様式）を発行して申請者に納付させている。

両支所の事務処理は、土木部、農林水産部、財政部の3部の協議により策定された「境界確定事務取扱要領（以下「要領」という。）」（平成19年4月1日施行）第13の規定に基づき行われているが、市手数料条例（以下「条例」という。）第3条ただし書においては、手数料は証明書の交付の際に納付する旨規定されていることから、要領が条例の規定と整合が取れていない状況が発生している。

また、土地境界に関する調査証明書交付に係る手数料の納付について、道路管理課、河川課では条例の規定に基づき事務処理が行われており、本庁と支所との間でその取扱いが異なっている。

このことから、土木部においては要領の所管部として要領と条例との整合性を図り、関係各部と統一的な事務が執行できるよう協議し、要領の改正について検討されたい。

(道路管理課、河川課)

いわき市手数料条例

(手数料の額等)

第2条 手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。

(手数料の納付)

第3条 手数料は、申請の際納付しなければならない。ただし、証明書、謄本、抄本及び写しについては、交付を受ける際納付するものとする。

2 既に納付した手数料は、還付しない。

別表 (第2条関係)

種類	手数料の額 (1件につき)	件数区分
公租に関する証明	円 250	1年度、1税目に関する事項を1件とする。
土地、家屋、償却資産に関する証明	250	土地については、3筆までを1件とし、家屋については、家屋番号1号(未表示家屋については1棟)を1件とし、償却資産については、1物件を1件とし、1筆、1号、1物件を増すごとに50円を加えた額とする。
土地境界に関する調査証明	250	1境界を1件とする。
消防に関する証明	250	1通を1件とする。
その他の証明	250	1通を1件とする。
固定資産課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳又は地籍図の閲覧	250	1枚を1件とする。ただし、地籍図については、1字を1件とする。
その他の公簿、公文書又は図面の閲覧	250	1種類1回を1件とする。

境界確定事務取扱要領

(手数料)

第13 境界確定事務についての手数料を「いわき市手数料条例」に基づき徴収するものとし、境界確定同意の通知と併せ、納入通知書兼領収証書・受入通知書兼領収済通知書を発行する。